

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年 3 月16日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 2 号

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程の一部を改正する規程

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給水装置及び水質の検査の請求） 第21条 （略） 2 （略） <u>3</u> （略）	（給水装置及び水質の検査の請求） 第21条 （略） 2 （略） <u>2</u> （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。